

平成11年6月18日 貿易局安全保障貿易管理課  
改正 平成21・10・27 貿局第1号  
平成21年10月30日 経済産業省貿易経済協力局

○輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可に係る審査期間等について(お知らせ)

外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号。以下「法」という。)第25条第1項の規定による役務取引許可及び外国為替令(昭和55年政令第260号)第17条第2項の規定による特定記録媒体等輸出等許可並びに法第48条第1項の規定による輸出許可に係る審査期間等について、下記のとおりお知らせします。

#### 記

申請書の記載事項に不備がないこと、申請書に必要な書類が添付されていることその他の申請の要件に適合した申請については、その提出先とされている担当部局の事務所に到達次第受理され、審査が開始されます。

申請の受理から許可又は不許可の処分をするまでに要する審査期間は原則として90日以内であり、90日を超える場合には申請者に事前に通知されます。

ただし、当該審査期間には、当該担当部局が申請書類の補正を求めた場合に申請者がその補正に要する期間又は審査のため必要な資料若しくは情報の提供を求めた場合に申請者がその求めに応答するまでの期間は含まれません。